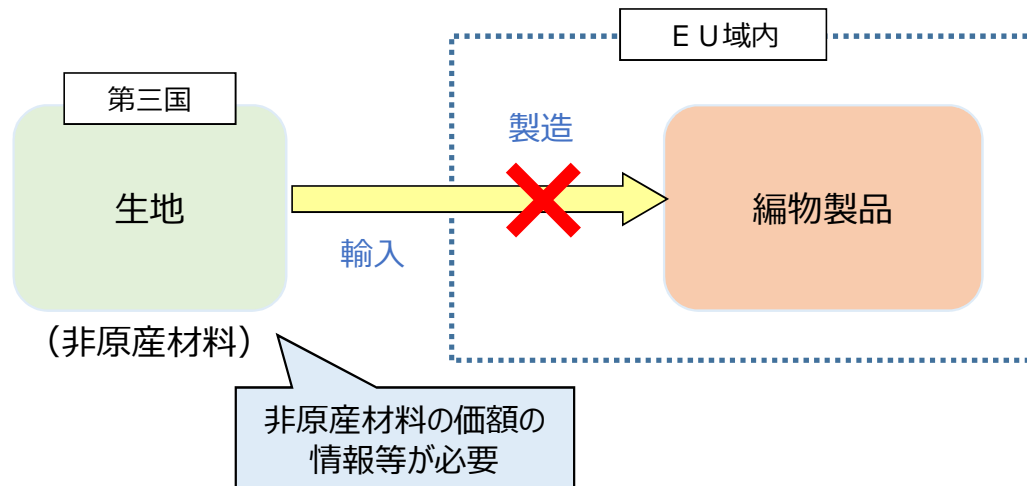


産品名	編物製品	HS番号	第63.07項（HS2017）
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C1（関税分類変更基準を満たす産品）
品目別原産地規則	MaxNOM40 パーセント（EXW） 又はRVC65 パーセント（FOB）		
概要	付加価値基準を満たしているかを確認したところ、証明者は価格情報を有していないことが判明。当該産品が品目別原産地規則を満たしていることを明らかにできないことから、日EU協定上のEU原産品とは認められない。		



○ 非原産材料の使用割合（MaxNOM）に基づくもの

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料の価額} \text{ ? }}{\text{産品の価額 (EXW)}} \leq 40\%$$

○ 域内原産割合（RVC)に基づくもの
(控除方式（日本の過去の協定でも採用）)

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{産品の価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額} \text{ ? }}{\text{産品の価額 (FOB)}} \geq 65\%$$